

中津川市子ども・子育て会議条例

(設置)

**第1条** 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づく合議制の機関として、中津川市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

**第2条** 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務
- (2) 子どもが健やかに成長することができる社会の実現に関する事項及び子どもが健やかに育成される環境の整備に関する事項の審議

(組織)

**第3条** 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 地域において子育て支援を行う者
- (4) 子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者
- (5) 経済団体及び労働者団体の関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

**第5条** 市長は、子ども・子育て会議に特別の事項を調査させ、又は審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査又は審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

**第6条** 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第7条** 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が招集する。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

**第8条** 子ども・子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条（第1項ただし書を除く。）の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、前条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

**第9条** 委員長又は部会長は、それぞれ子ども・子育て会議又は部会において必要があると認めたときは、関係者の出席を求めその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

**第10条** 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課又は室において処理する。

(委任)

**第11条** この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。